

## 保護者説明会やお問い合わせ等でいただいた質問に対する回答

質問		市からの回答
1	警報が出て学校が臨時休校や途中下校になった時に児童クラブを開設してもらえますか。	警報発令時の対応については、民間委託後もこれまでと同様です。詳しくは下記掲載の表によりご確認ください。
2	保護者会役員など、保護者が関わる事はありますか。	保護者会は任意団体であることから、継続した活動は可能ですが、保護者会の運営（役員の選任、会費の徴収、行事企画等）が保護者の負担となっていることを踏まえ、竹原市としては令和8年度以降、保護者会の設立・運営は求めません。詳しくは「放課後児童クラブ運営業務の民間委託に関するQ & A」のQ22をご確認ください。
3	学校の先生と児童クラブの先生との連携（子どもの気になる事など）は、民間になってもありますか。	民間委託後も児童クラブの支援員が学校と連携します。今後の予定としては、令和8年3月に委託先事業者が各学校を訪問して、連携内容を確認させていただくこととしています。また、委託開始後も必要に応じて市も関与しながら、引き続き各児童クラブが学校と連携していきます。
4	年度途中・月途中の入会は民間になっても可能ですか。	民間委託後も年度途中・月途中の入会は可能です。これまでどおり、最短で申請から1週間程度の入会が可能となるよう、委託先事業者と連携し、対応してまいります。

### <警報発令時の対応>

#### 1 授業のある日の対応

内容	学校の対応	児童クラブの対応	児童クラブ利用児童の帰宅
警報発令 (大雨・洪水・暴風・ 波浪・高潮)	臨時休業	閉設	—
	給食前一斉下校	閉設	一斉下校での帰宅
	給食後一斉下校	開設	通常どおり（保護者のお迎え）
不審者情報	開校	開設	通常どおり（保護者のお迎え）

#### 2 一日開設日の対応

内容	児童クラブの対応	児童クラブ利用児童の帰宅	備 考
警報発令 (大雨・洪水・暴風・ 波浪・高潮)	開設	通常どおり (保護者のお迎え)	警報の有無に関わらず 原則開設